

京都市告示第127号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成23年5月20日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
大宅御所田第二公園	山科区大宅御所田町122-4、 御所山8-14	告示の日

(建設局南部みどり管理事務所)